

2025年4月1日

比較法学会

理事長 浅香 吉幹

幹事 中田 裕子

会員各位

比較法学会第88回総会を、下記の要領にて開催いたしますので、ご案内申し上げます。

記

### 比較法学会第88回総会

日時： 2025年6月7日（土）・8日（日）

開催校： 日本大学

責任者 小田 司（日本大学法学部教授、本会理事）

開催地： 日本大学 神田三崎町キャンパス

東京都千代田区神田三崎町2-3-1 日本大学法学部

受付： 1日目 日本大学法学部神田三崎町キャンパス本館3階（9:30～）

2日目 日本大学法学部神田三崎町キャンパス10号館1階ホール（9:00～）

※ 1日目と2日目で受付場所（建物）が異なりますので、ご注意ください。

※ 報告会場（教室）や時間配分などは、変更の可能性があります。比較法学会ホームページ、及び、当日、会場での案内をご確認ください。

参加登録は、オンライン（17-18頁）またはFAX（19頁）にて、

5月16日（金）までをお願いいたします。

可能な限り、オンライン登録をご利用ください。

※ 参加登録なしに来場される会員の方が多く、受付の遅延等、運営に支障を来しております。お手数でも、ご登録をお願いいたします。

両日の昼食としてお弁当・お茶を手配します（各日1,500円）。ご入用の会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

第1日終了後に懇親会を開催します（会費6,000円）。出席される会員は、参加登録と併せてお申込みください。お支払いは、当日、現金にて承ります。

## I. 概要

### 第1日：6月7日（土）

部会報告	10：00～12：00	
部会報告	英米法部会	本館 132
	大陸法部会	本館 133
	アジア・社会主義法部会	本館 134

	英米法	大陸法	アジア・社会主義法
10:00-10:55	和田	趙	
11:00-11:55	山口	竹村	周家

昼食	12：00～13：30	本館 131
<u>※ お弁当・お茶（1,500 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。</u>		
理事会	12：00～13：30	本館第一会議室
会員総会	13：30～14：00	本館 134

### ミニ・シンポジウムA・B 14：00～17：00

A 「生命権の保護—Covid19 以降」	本館 132
B 「黙示の憲法原理に関する比較研究」	本館 133

### 第2日：6月2日（日）

シンポジウム 「出入国管理法制の国際比較」	9：30～17：00	10号館 1011
午前の部	9：30～12：00	
昼食	12：00～14：00	10号館 1042
<u>※お弁当・お茶（1,500 円）を手配します。参加登録の際にお申込みください。</u>		
理事会	12：10～14：00	10号館 1031
午後の部	14：00～17：00	10号館 1011

## II. プログラム詳細

\*\*\*\*\* 第1日（6月7日（土））\*\*\*\*\*

○ 部会報告 10:00~12:00

### 英米法部会

本館 132

10:00~10:55 和田 武士（常葉大学・専任講師）

「権能に関する包括的権限」の役割——英国地方自治における権限踰越の法理を手掛かりとして」

司会：中村 民雄（早稲田大学、本会理事）

11:00~11:55 山口 哲史（慶應義塾大学・特任講師）

「イギリスにおける国会閉会訴訟と司法権」

司会：安部 圭介（成蹊大学、本会理事）

### 大陸法部会

本館 133

10:00~10:55 趙 民秀（桃山学院大学・准教授）

「ドイツにおける暴利行為規制の現代的展開—搾取排除法理の構築に向けて—」

司会：木村 仁（関西学院大学、本会理事）

11:00~11:55 竹村 壮太郎（青山学院大学・准教授）

「精神障害者の不法行為と監督者責任の行方—フランス法との比較検討」

司会：岩田 太（神奈川大学、本会理事）

### アジア・社会主義法部会

本館 134

11:00~11:55 周家 礼奈（久留米大学・教授）

「中国の公共サービスにおける民営化の本質 - 規制・公的介入のあり方」

司会：王 晨（大阪公立大学、本会理事）

昼	食	12:00~13:30	本館 131
理	事	12:00~13:30	本館第一会議室
会	員	13:30~14:00	本館 134
総	会		

○ ミニ・シンポジウム A・B 14:00~17:00

ミニ・シンポジウム A

本館 132

「生命権の保護—Covid19 以降」

企画責任者 建石 真公子（法政大学）

司会者 秋山 肇（筑波大学）

「企画趣旨説明」

建石 真公子（法政大学）

「国際人権条約及びフランスにおける生命権の保護」

建石 真公子（法政大学）

「ドイツにおける生命権の保護」

嶋崎 健太郎（青山学院大学）

「EU における生命権保護の解釈」

土屋 仁美（金沢星陵大学）

「新人世における生命権保護の可能性」

秋山 肇（筑波大学）

ディスカッサント

松尾 直紀（法政大学）

ミニ・シンポジウム B

本館 133

「黙示の憲法原理に関する比較研究」

企画責任者 大林 啓吾（慶應義塾大学）

司会者 毛利 透（京都大学）

「アメリカにおける黙示の憲法原理」

大河内 美紀（名古屋大学）

「イギリスにおける黙示の憲法原理」

柴田 竜太郎（関東学院大学）

「オーストラリアにおける黙示の憲法原理」

大林 啓吾（慶應義塾大学）

「カナダにおける黙示の憲法原理」

手塚 崇聡（千葉大学）

「ドイツにおける黙示の憲法原理」

石塚 壮太郎（慶應義塾大学）

「日本の黙示の憲法原理」

鈴木敦（北海道大学）

懇 親 会

17:30~19:30

本館食堂

\*\*\*\*\* 第2日(6月8日(日)) \*\*\*\*\*

○ シンポジウム 9:30~17:00 10号館 1011

「出入国管理法制の国際比較」

企画責任者 大西 楠テア (東京大学)

午前の部 9:30~12:00

9:30~9:40	「企画の趣旨」	大西 楠テア (東京大学)
9:40~10:10	「ドイツ法」	栗島 智明 (埼玉大学)
10:10~10:40	「フランス法」	服部 麻理子 (獨協大学)
10:40~11:10	「イタリア法」	土井 翼 (一橋大学)
11:10~11:40	「アメリカ法」	木下 昌彦 (神戸大学)
11:40~12:00	質疑	

昼 食 12:00~14:00 10号館 1042

理事会 12:10~14:00 10号館 1031

午後の部 14:00~17:00

14:00~14:30	「オーストラリア法」	坂東 雄介 (小樽商科大学)
14:30~15:00	「日本法」	興津 征雄 (神戸大学)
15:00~15:40	「各国法」	
	「ロシア法」	竹内 大樹 (国立舞鶴工業高等専門学校)
	「ブラジル法」	島村 暁代 (立教大学)
	「韓国法」	高 希麗 (四天王寺大学)
	「台湾法」	宇田川 幸則 (名古屋大学)

15:40~16:55 質疑・討論

### Ⅲ. 要 旨

#### \*\*\*\*\* 部 会 報 告 \*\*\*\*\*

#### ◎ 英米法部会

「権能に関する包括的権限」の役割——英国地方自治における権限踰越の法理を手掛かりとして

和田 武士

(常葉大学法学部・専任講師)

英国の地方公共団体は、19世紀に成立した判例法理である権限踰越の法理によって、原則として制定法によって授権された権限を行使することしか容認されておらず、権限外の活動は違法であり無効とされてきた。そして地方公共団体の活動を違法とする判例の動向をふまえて、地方公共団体の活動を促進するよう制定法による授権が求められてきた。そこで創設されたのが、一般的に個人がなしうる活動を地方公共団体ができることとする「権能に関する包括的権限」である。現在、イングランド、北アイルランド、ウェールズの地方公共団体には包括的権限が授権されている。包括的権限に関して学説は肯定的に評価しており、そして、包括的権限の行使の適法性をめぐる判例が現れている。

本報告では、地方公共団体の諸活動に対し権限踰越の法理が及ぼした影響を振り返りながら、英国地方自治において権能に関する包括的権限が一定の役割を果たしているものの、その役割には課題が残されていることを示す。

関連文献：和田武士「権限踰越の法理の下での英国地方自治」(博士論文、2015年)。

#### イギリスにおける国会閉会訴訟と司法権

山口 哲史

(慶應義塾大学大学院政策・メディア研究科・特任講師)

イギリス憲法は不文憲法であり、統治機構上の権限配分は憲法上の論点の1つである。近年の統治機構に関する重要判決として、国会閉会が争われた Miller 第2事件最高裁判決(2019年)を挙げることができる。イギリスのEU脱退に際して脱退協定交渉が難航した結果、国会が閉会され閉会に対する司法審査請求が提起された。高等法院合議法廷判決では司法判断不適合であったが、最高裁は司法判断適合性を認めたくて閉会を違法とする判決を下した。イギリス憲法理論は、国会を中心とする政治的立憲主義と、裁判所を中心とするコモン・ロー立憲主義の二項対立の形で論じられてきたが、この両者の特徴を併せ持つ見解が近時示されている。また、立憲主義の重要概念である権力分立に関して、機能不全に陥った機関への他の機関による補完に関する論じられている。そうした学説状況を踏まえ、Miller 第2事件最高裁判決の検討を通じて、閉会により停滞の生じた民主過程に対する司法的介入について論じる。

関連文献：山口哲史「国会閉会訴訟における司法審査と司法権」早稲田法学会誌 74 巻 1・2 号(2024年) 149-201 頁。

## ◎ 大陸法部会

### ドイツにおける暴利行為規制の現代的展開-搾取排除法理の構築に向けて-

趙民秀

(桃山学院大学法学部・准教授)

契約自由の原則によると、契約当事者は国家など第三者からの干渉を受けることなく自由に契約を締結することができるが、他人の窮迫、軽率または無経験を利用し、著しく過大な利益を得る契約が締結された場合、例外的に暴利行為として無効とされる場合がある。

従来、暴利行為は給付均衡法理として理解されており、ドイツ法においては、暴利規定(BGB138条2項)とその拡張類型である準暴利行為によって契約の有効性が判断されてきた。しかし、ドイツでは給付不均衡が観念できない事例群に対しても、契約における搾取性という観点を中心に暴利行為の判断基準が援用されており、このような動きは、現代において暴利行為が単なる給付均衡法理にとどまらず、契約における一方的な搾取を排除する「搾取排除法理」として機能しているとみることができる。本報告では、暴利行為を搾取排除法理と位置付けた上で、その制度趣旨や要件、外延について検討を行う。

関連文献：趙民秀「暴利行為の現代的意義：搾取排除法理としての位置付けの試み(1)」法と政治 74 卷 2 号(2023 年)73-130 頁、趙民秀「暴利行為の現代的意義：搾取排除法理としての位置付けの試み(2)」法と政治 74 卷 3 号(2023 年)107-224 頁、趙民秀「暴利行為の現代的意義：搾取排除法理としての位置付けの試み(3・完)」法と政治 74 卷 4 号(2024 年)147-247 頁。

### 精神障害者の不法行為と監督者責任の行方—フランス法との比較検討

竹村 壮太郎

(青山学院大学法学部・准教授)

近年、日本法において、民法 713 条の精神障害による免責と民法 714 条 1 項の監督者責任との関係が議論されている。同様の議論は、フランス法においても既にみられるところである。

そのフランス法においては、1968 年の立法によって従来認められていた加害者の精神障害による免責が否定された。また、1960 年代の行政裁判例の展開を背景に、著名な破毀院大法廷判決が、精神障害を負う者の不法行為につき、民法典 1242 条 1 項に基づいて、他人の所為の責任を認めた。このいずれにも、1960 年以降本格化した開放的な精神治療、またその地域化といった精神保健政策の展開と、被害者の救済の両立への意識がうかがわれる。

日本法は、同様の精神保健政策が推進しつつも、依然として加害者の免責を維持するという特異な構造になっている。その特異さを意識しつつ、政策と被害者の救済の両立を図るという点から、民法 714 条 1 項、あるいは民法 713 条の解釈、適用を問い直す必要がある。

関連文献：竹村壮太郎「精神障害者の不法行為と監督者責任 (一) (二・完)」商学討究 74 卷 1 号(2023) 189 頁以下、同 74 卷 4 号(2024) 107 頁以下。

## ◎ アジア・社会主義法部会

### 中国の公共サービスにおける民営化の本質 - 規制・公的介入のあり方

周家 礼奈  
(久留米大学法学部・教授)

中国における「民営化」は、最初、国有企業の改革として登場し、1978年に始まった「改革開放」後には、国の直営から市場経済に適合する株式会社への組織転換に変わった。しかしながら、社会主義の根本となる「公有制」いわば「国家所有」の制度が法的に定められていることから、組織転換時にも資本に基づく統制が強く維持されている。資本の公的所有に拘る理由としては、上記のほか、公共性の確保や重要な産業分野における公的関与の必要性が説明されている。

一方、民間資本の導入は一定制限の下、「混合所有制」や「混合経済」としてのさらなる推進が2013年11月に決定された。ただし、全体を占める割合が低く、また市場参入への規制が依然として厳しいことが指摘されている。

本報告は、上記の背景問題を踏まえ、中国における国有企業改革、民間法人・民間資本等の市場参入等に関わる法的仕組みに着目し、規制、公的関与のあり方を整理する。

- 関連文献：①周家礼奈「公益事業における民営化の法的仕組み - 英日中の比較研究」（2012年、学位論文）。
- ②周家礼奈「中国における国営企業の民営化改革に関する法的研究」一橋法学9巻2号193頁～248頁。
- ③周家礼奈「公益事業における民営化 - 中英の比較研究」高橋滋＝只野雅人編『東アジアにおける公法の過去、現在、そして未来』（国際書院、2012年）213頁～256頁。
- ④周家礼奈「中国鉄道の『分割・民営化』 - 行政法の視点からの考察」久留米法学71号53頁～102頁。

\*\*\*\*\* ミニ・シンポジウム \*\*\*\*\*

◎ ミニ・シンポジウム A

生命権の保護—Covid19 以降

企画責任者 建石 真公子（法政大学）  
司会 秋山 肇（筑波大学）

2019年12月に始まったコロナウイルスの危機は、国に前例のない課題を突きつけた。それは、重大な科学的不確実性の中で生命に関わる重大な公的決定を下すということである。当時、その特徴、病態、感染速度、死亡率など、ほとんど何もわからず、科学的な不確実性が最も高い時期に、各国政府は行動を起こす必要があった。そうした時期の政策や実践の原則において生命権はどのような権利として位置づけられていたのか。

日本および各国では、Covid-19の患者に対する政府や医療者の対応において、従来の治療における生命権保護とは異なる文脈で患者を取り扱うことがみられた。例えば重症患者に対する人工呼吸器の配分に関するトリアージ(選別)が提唱されたのである。これは、患者の生命を他の患者の生命と比較して治療の可否を決める事と意味し、その選別の基準に関しては曖昧な点を多く残している点が問題である。個々人の生命権の限界領域を誰がどのような基準で定めるのかは、コロナ後の医療における生命権の保護として明らかにすることが求められている。もちろん生命権は、感染症対策のみでなく、公権力による侵害、中絶、医師患者関係における「治療」、自然災害の予防、食品の安全、終末期など範囲は幅広いが、本ミニシンポではまずは権利解釈の概観を明らかにすることを目指している。

生命権は、憲法および国際人権法における人権保障の中心的地位を占めるべき権利である。日本国憲法13条は「生命、自由、幸福追求の権利」を保障しており、国際人権規約6条、欧州人権条約2条も「生命権の保護」を規定している。しかし、生命権は、権利としての重要性にもかかわらず、国際法上も憲法においても、国が権利保護を実施する義務としての積極的側面と、国は人の生命を侵害することは禁止されるという消極的側面の両方があり、そのことが解釈上の問題となる面がある。

本ミニシンポは、こうした国際人権規約（日本は批准しているため法律に優位する規範）の解釈を踏まえ、国際人権法における生命権保護の射程、フランス、ドイツ、EU法における生命権保護、を明らかにする。そのうえで、人新世の時代の日本国憲法による生命権解釈の可能性を検討する。冒頭の問題関心を踏まえ、将来再度トリアージが提唱されるような状況が生じた際に、生命権保護の観点から生命の選別を予防しうるか否かの検討も内包している。

報告：

「企画趣旨説明」	建石 真公子（法政大学）
「国際人権条約及びフランスにおける生命権の保護」	建石 真公子（法政大学）
「ドイツにおける生命権の保護」	嶋崎 健太郎（青山学院大学）
「EUにおける生命権保護の解釈」	土屋 仁美（金沢星陵大学）
「新人世における生命権保護の可能性」	秋山 肇（筑波大学）
ディスカッション	松尾 直紀（法政大学）

関連文献：

建石真公子「終末期（人生の最終段階）における治療の選択と『尊厳ある人生の終わりを迎える権利』とは—フランスにおける Covid-19 禍のもたらした『死と尊厳』の再検討の動きから—」香川知晶、土井健司編著『人間の尊厳』とは—コロナ禍を経て』日本学術会議叢書 30、p.51-85

"Stérilisation forcée au Japon - questions relatives aux droits et libertés soulevées par l'ancienne loi sur la protection eugénique et les personnes transgenres-", sous la direction de F.Vialla, Naitre ,ou ne pas naitre,Odile Jacob.

建石真公子「国際人権法と生命倫理および生命法（bio-droit）」、新国際人権法講座第二巻『国際人権法の理論』信山社、2023年、p.277-305.

## ◎ ミニ・シンポジウム B

### 黙示の憲法原理に関する比較研究

企画責任者 大林 啓吾（慶應義塾大学）  
司会 毛利 透（京都大学）

本企画は、各国において黙示の憲法原理がどのように導出されているかを考察するものである。黙示の憲法原理とは憲法典に直接記述されていない原理を指し、その内容は国によって異なる。たとえば、アメリカでは新しい権利、イギリスでは議会主権、オーストラリアでは政治的表現の自由、カナダでは法の支配、ドイツでは戦う民主主義、日本では平和主義といった具合である。こうしてみると、黙示の憲法原理はその国の憲法の特性や国固有の事情を表している可能性があり、黙示の憲法原理を考察することはその国の憲法の特徴を明らかにすることにつながるように思われる。

本企画では、黙示の憲法原理を明らかにするという点において問題意識を共有しつつも、その国特有の状況を炙り出すために、詳細は各国で分析を行うことにする。対象国としては、アメリカ、イギリス、オーストラリア、カナダ、ドイツ、日本を取り上げる。

具体的な検討内容としては以下のような項目を考えている。まず、黙示の憲法原理とは何かを明らかにする。広義には「憲法典に直接記述されていない原理」として把握しようが、明示と黙示の線引きが難しい場合もあり、その法的性格や成立時期なども定まっているわけではない。そのため、黙示の憲法原理の定義については国ごとに設定する。次に、主体、対象、方法の問題を検討する。黙示の憲法原理が主題化される国は主としてコモンローの国が多いので、司法審査において登場することが多く、それらの国については判例法理を中心に考察する。コモンロー以外の国については、司法審査のみならず、政治部門の対応にもフォーカスし、どのように顕出しているのかを分析する。対象（憲法典、法律、判例、慣行など）や内容（法の支配や個別の権利）については国によって異なるので、国別に明らかにする。そして、それらが実務と理論でどのように立ち現れているか（仮に実務では存在しなくても理論ではその存在が指摘されるような場合も含む）を分析する。そのあり方や内容については賛否がありうるどころであり、そもそも認めるべきかどうかも含め、各国の議論を考察する。

報告：

「アメリカにおける黙示の憲法原理」	大河内 美紀（名古屋大学）
「イギリスにおける黙示の憲法原理」	柴田 竜太郎（関東学院大学）
「オーストラリアにおける黙示の憲法原理」	大林 啓吾（慶應義塾大学）
「カナダにおける黙示の憲法原理」	手塚 崇聡（千葉大学）
「ドイツにおける黙示の憲法原理」	石塚 壮太郎（慶應義塾大学）
「日本の黙示の憲法原理」	鈴木 敦（北海道大学）

関連文献：

大河内美紀『憲法解釈方法論の再構成—合衆国における原意主義論争を素材として』（日本評論社、2010年）。

柴田竜太郎「政府—議会間関係における議会主権論」一橋法学 21 卷 3 号(2022 年)435-484 頁。

大林啓吾「オーストラリアの生ける憲法——生ける力・憲法的含意・黙示の憲法原理の連動」中島徹先生古稀記念論集（日本評論社、近刊）。

手塚崇聡「不文の憲法原理と憲法構造的解釈の意義——カナダ最高裁における実践とその分析」千葉大学法学論集 38 卷 1・2 号（2023 年）330-368 頁。

石塚壮太郎「メルケル首相による AfD 批判と『戦う民主主義』」メディア法研究 2 号（2024 年）173-179 頁。

鈴木敦『戦後憲法学』と平和主義—9 条という『主戦場』鈴木敦＝出口雄一編『「戦後憲法学」の群像』（弘文堂、2021 年）223-304 頁。

## 出入国管理法制の国際比較

企画責任者 大西 楠テア（東京大学）

### 1. 企画趣旨

国境を越えた人の移動が増大し、また多様化する中で、各国の出入国管理法制の意義を再検討する必要が高まっている。近年の移民法制をめぐっては、政策的な移民の受け入れや外国人の社会統合といった古典的問題と並んで、排外主義の高まりやアイデンティティ・ポリティクスなど移民問題の不適切な政治争点化、従来は峻別されてきたはずの移民法と難民法の連続性、移民（難民）問題の安全保障・外交問題化などが重要な論点として立ち現れてきている。

こうした新しい論点を視野に入れつつも、本シンポジウムは移民現象の基礎にある各国の出入国管理法制を比較法的に検討・評価することを目的とする。権利保障にはその国の領土内への入国・在留が先行する以上、在留に対する権利/在留への期待の保護は、外国人にとって人権享受の前提である。特に既に長期にわたる滞在歴の外国人について在留期間の更新を拒否することは、様々な私生活上の利益を損なう。そうであるならば、一定の場合には在留に対する信頼・期待を保護する国家の義務を観念しうるし、在留が否定される場合であっても司法審査による実効的な統制が必要である。

比較をする上での共通の軸として、各報告者には、①移民政策と出入国管理法制、②在留資格をめぐる法的規律と司法審査の方法についての各国の状況を報告してもらう。

### 2. 各報告概要（報告順）

#### （1）ドイツ法

栗島智明（埼玉大学）

本報告ではドイツ移民法制の歴史的展開を概観した後、ドイツの滞在法の規律を中心に滞在資格をめぐる法状況を整理する。外国人が在留中に行う諸活動の法的評価について検討するとともに、退去強制をめぐる裁判例を素材として外国人の在留にかかる法的保護について考察する。

#### （2）フランス法

服部麻理子（獨協大学）

本報告ではフランス入管制度の沿革について述べた後、現代フランスの出入国管理法制の基本枠組みを示す。在留許可の種類・更新をめぐる法状況を整理するとともに、在留および退去をめぐる行政決定における行政の裁量とその統制についても検討する。在留に対する期待が法的保護をうける裁判例にも言及する。

#### （3）イタリア法

土井翼（一橋大学）

本報告ではイタリア移民法制の法源、法制度の変遷について述べた後、外国人の上陸、在留および退去をめぐる法状況を整理する。上陸および在留の要件設定における利益衡量をめぐる裁判例を検討するとともに、在留外国人の法的地位と権利保障についても考察する。

#### （4）アメリカ法

木下昌彦（神戸大学）

本報告ではアメリカの出入国管理法制の法状況を概観した後、未入国の外国人、合法的な入国・滞在者、非正規の入国滞在者を区別した上で、入国拒否、在留許可の更新拒絶、退去強制をめぐる裁判例を紹介する。外国人と憲法上の権利の問題については、①外国人の地位、②外国人に課される不利益の内容、③いかなる権利を行使したことにより不利益を受けることになったのかという要素を基礎に事案を類型化して考える必要があることを示す。

(5) オーストラリア法 坂東雄介 (小樽商科大学)

本報告では世界第三位の移民人口を誇るオーストラリアの移民法の歴史および法状況を整理する。ポイント制を用いた出入国管理、在留許可の付与・更新をめぐる法制度を検討した後、退去強制や入国拒否の事案についても考察する。移民の長期収容についての最新の裁判例である NZYQ 判決についてもごく簡単にコメントする。

(6) 日本法 興津征雄 (神戸大学)

本報告では日本の入管法の構造を概観した後、在留期間の更新・在留資格の変更をめぐる裁判例を素材として、外国人の在留にかかる法的保護について掘り下げた考察を行う。各国の出入国管理法制の比較を踏まえて、日本の入管法を評価するとともに、課題点についてもコメントする。

(7) 各国法

ロシア法・ブラジル法・韓国法・台湾法について、移民政策および出入国管理法制の概略を報告する。

ロシア法	竹内大樹 (国立舞鶴工業高等専門学校)
ブラジル法	島村暁代 (立教大学)
韓国法	高希麗 (四天王寺大学)
台湾法	宇田川幸則 (名古屋大学)

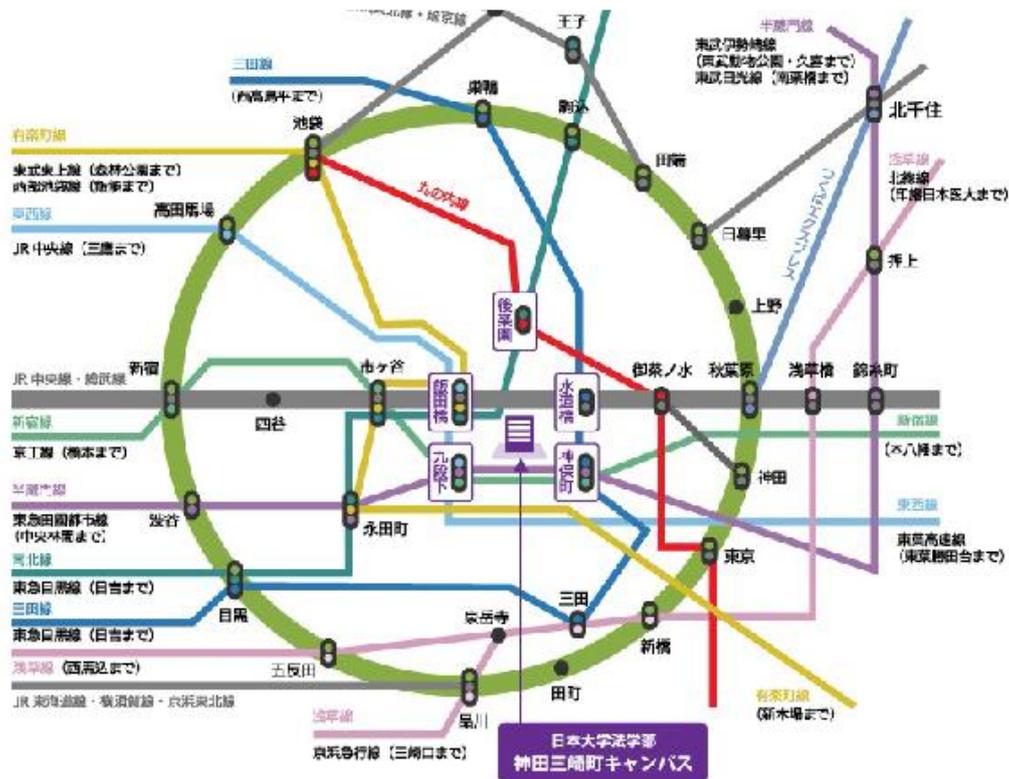
関連文献：

興津征雄「入管法と行政法」有斐閣 Online ロージャーナル YOLJ-L2410001 (2024 年)。

坂東雄介「オーストラリア移民法における行政不服審判所 — 移民・難民部における審査を中心に」商学討究 69 巻 2・3 号 (2018 年) 147-182 頁 ; 「オーストラリアにおける人権保障 — 権利章典を持たない国の人権保障と国際人権規範」商学討究 73 巻 4 号 (2023 年) 109-127 頁。

服部麻理子「外国人の出入国管理における行政裁量統制と『外国人』の権利(1)フランスの入管法制と判例の動向、EU 法の影響 (1~3)」『自治研究』89 巻 10~11 号 (2013 年)。

## 《日本大学へのアクセス》



## 《日本大学法学部キャンパスマップ》

